**横浜市からのお知らせ**

**介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業所は、「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要です。**

**この「必要な設備」とは、建築基準法や消防法等において規定された設備等を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。**

建築基準法では、建物の用途により防火、避難関係の規定が異なりますので、地域密着型通所介護事業所の変更にあたっては、当該建物が建築基準法に定める要件を備える建物であるかを、建築士にご相談いただいた上、建築基準法令等所管課にご確認ください。

また、建築物バリアフリー条例への適合が必要になりますので、建築士にご相談の上、ご不明な点は建築基準法令等所管課にご確認ください。

**特に、既存の戸建て住宅を利用して、地域密着型通所介護事業所等を開設する場合には、十分注意が必要になりますので、必ずご相談ください。**

◎消防法においても、火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建物の使用用途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務づけられておりますので、詳しくはお近くの消防署（Ｐ12参照）にお問い合わせください。

◎そのほか、福祉のまちづくり条例、まちのルール（建築協定、地区計画等）等において事業所として使用する建物が使用可能かの確認を事前にしてください。なお、市街化調整区域での事業所の開設はできません。

**～　建物を常時安全な状態に保つことは所有者（管理者）の責務です　～**

介護保険法上の「地域密着型通所介護事業所」は、老人福祉法上の「老人デイサービスセンター」（同法「老人福祉施設」のひとつ）に該当し、建築基準法上では、「児童福祉施設等」に該当します。したがって、用途変更の届出の要否に係らず、設備要件、建築物バリアフリー条例の内容を遵守する必要があります。

例：防火上主要な間仕切り壁の設置

　　非常用の照明装置の設置

廊下の幅員の確保、段差の解消　など

**問い合わせ先**

**《建築基準法令等所管課》**

新築、増築、改築、用途変更の手続きについては、下記の相談窓口にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **担当課** | **住所** | **電話番号** |
| 建築局  建築指導課 | 横浜市中区本町６丁目50番地の10  市庁舎　25階 | ℡045-671-4531(指導担当) |

**《横浜市内消防署（局）一覧》**

消防法においても、火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建物の使用用途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務づけられております。

詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **名　　称** | **所　　　　在　　　　地** | **電話番号** | **名　　称** | **所　　　　在　　　　地** | **電話番号** |
| 鶴見消防署 | 鶴見区鶴見中央３－２０－１ | 045-503-0119 | 金沢消防署 | 金沢区泥亀２－９－１ | 045-781-0119 |
| 神奈川消防署 | 神奈川区広台太田町３－８ | 045-316-0119 | 港北消防署 | 港北区大豆戸町２６－１ | 045-546-0119 |
| 西消防署 | 西区戸部本町５０－１１ | 045-313-0119 | 緑消防署 | 緑区中山町９３-1 | 045-932-0119 |
| 中消防署 | 中区山吹町２－２ | 045-251-0119 | 青葉消防署 | 青葉区市ケ尾町３３－１ | 045-974-0119 |
| 南消防署 | 南区浦舟町２－３３ | 045-253-0119 | 都筑消防署 | 都筑区茅ケ崎中央３２－１ | 045-945-0119 |
| 港南消防署 | 港南区港南４－２－１０ | 045-844-0119 | 戸塚消防署 | 戸塚区戸塚町４１４４ | 045-881-0119 |
| 保土ケ谷消防署 | 保土ケ谷区川辺町２－９ | 045-334-6696 | 栄消防署 | 栄区桂町３０１ | 045-892-0119 |
| 旭消防署 | 旭区鶴ケ峰１－４－１２ | 045-951-0119 | 泉消防署 | 泉区和泉中央北５－１－１ | 045-801-0119 |
| 磯子消防署 | 磯子区磯子２－１－３ | 045-753-0119 | 瀬谷消防署 | 瀬谷区二ツ橋町１９０ | 045-362-0119 |
| 消防局 | 保土ケ谷区川辺町２－９ | 045-334-6789 |  | | |

**《横浜市福祉のまちづくり条例所管課》**

横浜市福祉のまちづくり条例については、下記の相談窓口にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **担当課** | **住所** | **電話番号** |
| 建築局  市街地建築課 | 横浜市中区本町６丁目50番地の10  市庁舎　25階 | ℡ 045-671-4510(許認可担当) |

バリアフリー法に基づく横浜市の福祉のまちづくりについて（施設整備マニュアル・事前協議）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/barrierfree.html>

**《まちのルール（建築協定、地区計画等）所管課》**

まちのルール（建築協定、地区計画等）については、次のサイトに区ごとのまちのルール一覧がありますのでご確認ください。なお、ご不明な点は担当課までお問い合わせください。

建築協定　：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/kyotei/ken-kyoutei.html>

地区計画　：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/tikukeikaku.html>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **担当課** | **住所** | **電話番号** |
| 都市整備局  地域まちづくり課  都心再生課 | 横浜市中区本町６丁目50番地の10  市庁舎　29階 | ℡ 045-671-2667  ℡ 045-671-2693 |

* 所管課に確認した内容については、『建築物等に係る関係法令確認書』に記載し、ご提出ください。

（参考様式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※各所管課に確認した内容を詳細に記載してください。

建築物等に係る関係法令確認書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | |  | |
| サービス名 | | □地域密着型通所介護　　□　総合事業  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| □　建築基準法【建築局建築指導課】 | | | |
| 担当部署 | | 建築局建築指導課 | |
| 担当者名 | |  | （℡　　　　－　　　　－　　　　） |
| 確認内容 | ・申請手続きの要否（用途変更等）　　　要　・　不要 | | |
| ・確認番号等【　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 | | |
| ・その他所管庁の指導事項及び当該指導への対応状況 | | |
| □　消防法　【消防署】 | | | |
| 担当部署 | | 消防署 | |
| 担当者名 | |  | （℡　　　　－　　　　－　　　　） |
| 確認内容 | ・防火対象物使用開始届　　　　届出済み　・　　届出予定（　　／　　） | | |
| □　横浜市福祉のまちづくり条例　【建築局市街地建築課】 | | | |
| 担当部署 | | 建築局市街地建築課 | |
| 担当者名 | |  | （℡　　　　－　　　　－　　　　） |
| 確認内容 | ・協議済年月日 年　　月　　日 | | |
| ・その他所管庁の指導事項及び対応状況 | | |
| □　その他関係法令等（　　　　）　＊該当時のみ記載 | | | |
| 担当部署 | |  | |
| 担当者名 | |  | （℡　　　　－　　　　－　　　　） |
| 確認内容 | ・必要手続きの要否　　　　　　要　・　不要 | | |
| ・その他所管庁の指導事項及び対応状況 | | |
| ※　「その他関係法令等」の例  都市計画法（市街化調整区域）、農地法（農地の転用許可）、まちのルール（確認・協議等が必要になった場合）等 | | | |
| □　自己点検事項 | | | |
| 確認内容 | ・まちのルール（建築協定・地区計画等）の有無、市街化調整区域かどうか　　　はい・いいえ を確認し、抵触していないことをホームページ等で確認している。 | | |